

第82号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「教職員を」を「教職員（次項に規定する教職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳以上の教職員で教育委員会規則で定めるものの第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条の表及び第25条の表中「第12条第2項」の次に「及び第3項」を加える。